

砥部町農業委員会総会
令和 6 年 6 月議事録

令和 6 年 6 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 6 年 6 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 6 年 6 月 5 日（水）13 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、門田幸一、相原雄一、笹山準一 松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文、久保 徹
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 6 年 6 月 砥部町農業委員会総会議事日程

- ・開会

- ・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について 1 件

日程第 3 議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項 6 号の規定に基づく届出について 1 件

日程第 4 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 1 件

日程第 5 議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について 2 件

日程第 6 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について 3 件

- ・閉会

令和 6 年 6 月砥部町農業委員会総会

令和 6 年 6 月 5 日（水） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 6 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、河瀬利文委員から欠席の旨、通知がありました。久保徹委員は遅れます。 本日の出席委員は、16 名で、過半数に達していますので、総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、6 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、8 番、福田康彦委員さん、10 番、門田幸一委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は 1 ページをご覧ください。 届出人は〇〇さんです。届出地は〇〇です。〇〇さんからの相続によるものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問は、ありませんか。 無ければ、報告事項のため、次に移ります。
議 長	日程 3 議案第 30 号 農地法第 5 条 1 項第 6 号の規定に基づく届出について、3 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書の２ページ、地図は１ページをご覧ください。 １件目、市街化区域内の分譲宅地への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。隣接する〇〇を一体利用し、８区画整備します。盛土や擁壁は必要ありません。 続いて２件目、地図は２ページをご覧ください。 市街化区域内の分譲宅地への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。隣接する〇〇を一体利用し、７区画整備します。 盛土は１０ｃｍ、周囲にはコンクリート擁壁を施工します。排水は東西の町道敷下水道へ放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 続いて３件目、市街化区域内の分譲宅地への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。詳細は２件目のとおりです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問は、ありませんか。 無ければ、報告事項のため、次に移ります。
議 長	日程４ 議案第３１号 農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、１件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の３ページ、地図は３ページをご覧ください。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。 申請の経緯について、受人は町外在住で、これまでも農地の維持管理を受人に任せていましたが、今回全て譲渡することにしたものです。 作付予定作物は季節野菜、受人の営農家族構成は、本人です。農作業機械は耕運機を所有しております。 営農日数は、２００日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。

担 当 委 員	渡人が県外のため耕作できないので、受人が長年、維持管理をしていました。農地の取得後は、より一層、野菜づくりに専念するそうです。 後は、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました
議 長	日程 5 議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、2 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の 4 ページ、地図は 4 ページをご覧ください。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。 申請の経緯について、受人が〇〇の駐車場拡張のため、隣接する農地を取得するものです。境界は、擁壁及びブロックを施工します。雨水は、自然排水で西側水路に放流します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。 また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員が〇〇のため、私が代わりに内容説明をいたします 内容については、事務局説明のとおりで問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	続いて 2 件目につて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	2 件目、地図は 5 ページをご覧ください。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。 申請の経緯について、受人は申請地近郊で共同住宅を所有しており、この周辺は家族向け住宅の需要が大きいことから、自己が所有する雑種地に隣接する農地を取得し、借家を建築するものです。 コンクリート擁壁等を施工し、整地を行います。汚水は浄化槽処理後に既存水路に放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。 また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。この農地にはタマネギが植わっているので、〇〇さんは早急に工事をしたいそうですが、収穫後、速やかに工事をさせてもらう話ができているそうです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 6 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3 件を議題とします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 5 ページをご覧ください。 地図は 6 ページをご覧ください。 1 件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。 貸人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、野菜です。 利用権設定は、令和 6 年 6 月公告日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員が〇〇のため、私が代わりに内容説明をいたします

		内容については、事務局説明のとおりで問題ありません。よろしくお願いします。
議	長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議	長	続いて2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		続いて2件目、地図は7ページをご覧ください。 使用貸借権の設定で、継続の案件です。 貸人は〇〇さん。借人は〇〇さんです。農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、愛媛果試28号、うめ、シキビです。 利用権設定は、令和6年6月公告日から令和26年5月31日までの20年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員		事務局の説明のとおりで、本人も一生懸命農業をしているので、引き続いて作るのは間違いありません。
議	長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議	長	3件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		3件目、地図は8ページをご覧ください。 賃貸借権の設定で、新規の案件です。 貸人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、キウイフルーツです。 利用権設定は、令和6年6月公告日から令和11年5月31日までの5年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします
担 当 委 員	事務局の説明のとおりですが、貸人の〇〇さんの年齢は、80 歳くらいです。 借人は〇〇で、がんばっています。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、6 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13 時 57 分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____